様式第七号（第十条の二関係）

神奈川県指令　資循第５００１号　　許可番号　０１４０００５２５９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　東京都東久留米市八幡町一丁目５番２５号

氏　　名　　有限会社山下商事

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　山下　雅章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の２第１項　の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

許可の年月日　　令和　６　年　６　月　７　日
（初回許可年月日　平成２６年　４　月１０日）
許可の有効年月日　　令和１１年　４　月　９　日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）

（２）産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
汚泥（※１※２）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※１※２）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※２）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※１※２）、がれき類（※１）
※１：石綿含有産業廃棄物を含む。
※２：水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３：水銀含有ばいじん等を含む。
（注１）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和　６　年　６　月　７　日　　変更許可（品目の追加：汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず）
令和　６　年　６　月　７　日　　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
「５．積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県